

公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討(2)

目次

第13	公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任.....	2
1	公益信託の受託者の辞任.....	2
2	公益信託の受託者の解任.....	4
3	公益信託の新受託者の選任.....	7
第14	公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任.....	8
1	公益信託の信託管理人の辞任.....	8
2	公益信託の信託管理人の解任.....	8
3	公益信託の新信託管理人の選任.....	9
第15	公益信託の変更，併合及び分割.....	11
1	公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更.....	11
2	公益信託の目的の変更.....	13
3	公益信託の併合・分割.....	14
第18	公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等.....	15
4	受益者の定めのある信託から公益信託への変更.....	15
第19	その他.....	16
1	信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託.....	16
2	新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い.....	17

第13 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

現行公益信託法第7条の規律を改め，受託者は，委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができるものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

受託者は，[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

[委託者又は信託管理人]【P】は，行政庁に受託者が辞任した旨を届け出るものとする。

○ 中間試案第13の1「公益信託の受託者の辞任」

現行公益信託法第7条の規律を改め，受託者は，委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができるほか，[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

(補足説明)

1 受託者の辞任に関する信託行為の別段の定めについて

中間試案第13の1の提案は，新たな公益信託では，信託管理人を必置の機関とすることを踏まえ，新たな公益信託の受託者の辞任にも信託管理人が現に存する場合の信託法第261条第1項による読替え後の同法第57条第1項と同様の規律を及ぼすことを前提とするものであった。そこで，第13の1の提案に，「ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。」との提案を追加し，その旨を明示することとした。

なお，部会資料46の第5の3（公益信託の信託管理人の権限，義務及び責任）では，信託行為の定めによって信託管理人の権限を制限することができないとの提案をしている。そして，この提案を採用することとした場合には，ここでは，例えば，信託行為において，受託者の辞任に委託者の同意を要しないとの定めを設けることはできるが，信託管理人の同意を要しないとの定めを設けることはできないこととなる。

2 裁判所が判断する公益信託の受託者の辞任事由（「やむを得ない事由」又は「正当な理由」）について

(1) 信託法第57条第2項は，「受託者は，やむを得ない事由があるときは，裁判所の許可を得て，辞任することができる。」と定めている。受託者は，信託の目的の達成のため信託財産の管理処分をすることが期待されており，受託者の辞任を容易に認めないとするのが信託関係者の合理的意思であると考えられるが，受託者に生じた事情によっては，委託者や受益者の意思に反したとしても，その辞

任を認めなければならない場合もあり得る。そこで、同項は、辞任の事由を「やむを得ない事由」とした上で、辞任を認めるかどうかを裁判所の判断に委ねるものと考えられる。この「やむを得ない事由」については、例えば、受託者が個人である場合の病気などがこれに当たるとされている。

これに対し、同法第70条は、信託財産管理者の辞任について、同法第57条第2項の「やむを得ない事由」を「正当な事由」に読み替えて準用している。これは、信託財産管理者が裁判所により選任された財産管理人であって、委託者や受益者の個人的な信頼を受けて就任するものではなく、辞任の自由を過度に制限すると信託財産管理者の候補者を見出すことが困難になると考えられたことによるものであるとされている。このような同法第70条と同法第57条第2項との趣旨の差異に鑑みると、一般的には、「正当な事由」は、「やむを得ない事由」と比較し、より緩やかなものであると理解されることとなると考えられる。

- (2) 中間試案第13の1では、受託者は、「やむを得ない事由」又は「正当な理由」があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができるものとするとの提案をしていた。

このうち、「正当な理由」は、従前の部会の調査審議の過程においては、主として、新受託者候補者の存在等を勘案した上で、「やむを得ない事由」よりも公益信託の受託者の辞任を広く認めることを意図するものと理解されてきた。しかし、公益信託においても、(1)で述べた信託法第57条第2項の趣旨は、同様に妥当すると考えられる。また、公益信託は、公益の実現というその目的に照らし、そのための責任を負う受託者により、公益信託事務が継続的、安定的に運営されるようにすることが望ましい。そして、これらの点を踏まえると、公益信託の受託者の辞任の事由が受益者の定めのある受託者の辞任の事由と比較してより緩やかでよいとするのは、整合性を欠くものとも思われる。

また、同項の「やむを得ない事由」について、あまりに厳格な理解をすることは、受託者の辞任を封ずることとなり、信託の関係者に無理を強いることにもなりかねないとして、これに当たるかどうかは、受託者の任務継続を困難とする事情、委託者が信託設定に際して当該受託者を指定した理由、受託者の辞任により委託者及び受益者が被る不利益等を総合的に考慮して決することとなるのではないかと指摘もある。そのような指摘を踏まえると、公益信託の受託者の辞任事由について、同項と同様に「やむを得ない事由」とした場合であっても、実際上は、ある程度柔軟に解釈することが否定されるものではないと考えられる。

そこで、裁判所が判断する公益信託の受託者の辞任事由については、「やむを得ない事由」とすべきではないかとも考えられるが、以上の点を踏まえ、どのように考えるか。

3 行政庁の関与について

中間試案第13の1では、公益信託の受託者は委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができるとの提案をしていたが、受託者が辞任した場合には、1年後に信託が終了してしまう可能性がある（中間試案第16の1）ことから、行政庁がその旨を把握する必要があると考えられる。そこで、本文では、委託者又は信託管理人は、行政庁に受託者が辞任した旨を届け出るものとする旨を追加して提案するものである。

もっとも、この場合に、委託者や信託管理人が裁判所の許可を得て受託者が辞任したことをどのように把握するか、委託者及び信託管理人が現に存しないときは、誰が行政庁に届出を行うべきかといった点について、なお検討を要することから、本提案については、【P】を付している。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 委託者及び信託管理人の合意による解任について

委託者及び信託管理人は、[受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は、その合意により受託者を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2) 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は信託管理人の申立てにより、受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

(3) [委託者又は信託管理人]【P】は、行政庁に受託者が解任された旨を届け出るものとする。

○ 中間試案第13の2「公益信託の受託者の解任」

(1) 委託者及び信託管理人の合意による解任について

委託者及び信託管理人は、[受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は、その合意により受託者を解任することができるものとする。

(2) 委託者及び信託管理人の合意がない場合において、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は信託管理人の申立てにより、受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

(補足説明)

1 受託者の解任に関する信託行為の別段の定めについて

中間試案第13の2の提案は、公益信託にも信託法第58条第3項と同様の規律を及ぼすことを前提とするものであったことから、第13の2(1)の提案に、「ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。」との提案を追加し、その旨を明示することとした。

なお、受託者の辞任の場合と同様に、ここでも、例えば、信託行為において、委託者を合意の当事者としめない旨の定めを設けることはできるが、信託管理人を合意の当事者としめないとの定めを設けることはできないこととなる。また、公益信託事務の継続的、安定的な運営を図るために、同法第57条第1項本文の規律とは異なり、受託者の解任事由に一定の制限を求めるべきであるという本提案の趣旨や背景に鑑みると、信託行為によって、法定された解任事由を加重し、又は軽減することは、相当ではないと考えられることから、信託行為において、解任事由を変更する別段の定めを設けることはできないものと考えられる。

2 委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由について

(1) 受益者の定めのある信託においては、受託者は、委託者及び受益者の信頼を受けて信託財産の管理等を行う者であるため、委託者及び受益者の双方の信頼を失った場合には、特別な理由がなくとも、任務を継続させることは相当ではない。そこで、信託法第58条第1項は、委託者と受益者が合意をすれば、いつでも受託者を解任することができるものとしている（これを受け、同条第2項は、委託者及び受益者の受託者に対する損害賠償義務を定めている。）。そして、この規律は、受益者の定めのない信託においても、同様に及ぶものとされている（同法第261条第1項）。

これに対し、公益信託においては、公益の実現というその目的に照らし、そのための責任を負う受託者により、公益信託事務が継続的、安定的に運営されるようにすることが望ましい。このような公益信託事務の継続的、安定的な運営の要請に鑑みると、信託関係者の合意により、理由を問わず、受託者を解任することができるとの仕組みは、適当ではなく、受託者の解任事由に一定の制限を求めるべきであると考えられる。

そこで、中間試案第13の2の提案では、受託者が「その任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」又は「正当な理由があるとき」は、委託者及び信託管理人は、その合意により受託者を解任できる

ものとするとの提案をしていた。

- (2) 解任事由の在り方については、公益信託事務の継続的、安定的な運営を図るために、受託者の解任事由に一定の制限を求めるべきであるという本文の提案の趣旨や背景に鑑み、どのような事情であれば、受託者を解任すべき要請が公益信託事務の継続的、安定的な運営の要請を上回るかという観点から、検討する必要がある。

本文の提案に掲げた二つの解任事由のうち、「その任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」は、信託法第58条第4項の裁判所が判断する解任事由と同じものである。同項の「その他重要な事由」については、受託者に任務を継続させると、信託事務の適当な遂行を妨げ、受益者の利益を害するおそれがある場合をいい、具体的には、受託者について、国外に居住している場合、信託事務の処理を拒否し、又はその能力を欠くなどの場合、共同受託者や受益者との継続的な対立関係にある場合、罪を犯した場合、消息が不明の場合、病気となった場合などがこれに当たるが、受託者の軽微な任務の違背はこれに当たらないとされている。公益信託における委託者及び信託管理人の合意による受託者の解任事由についても、「その任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」とした場合には、これらと同様の事由が解任事由となるものと考えられるが、従前の部会の調査審議の過程においては、それでは解任が認められる事由の範囲が狭すぎるのではないかとの指摘もあった。そこで、これらの事由には当たらないと考えられる事由（例えば、受託者が任務を怠り、信託財産に損害を生じさせたが、その程度が著しいとまではいえない場合など）のうち、どのようなものについて、信託関係者の合意による受託者の解任を認めるべきかという点について、なお検討する必要があると思われる。

他方で、「正当な理由があるとき」については、従前の部会の調査審議の過程において、主として、公益信託の受託者の解任に当たり、新受託者候補者の存在を勘案することができるという点で、「その任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」とは異なるものであるとの理解がされてきた。しかし、仮に、それが新たな受託者候補者がいるということのみをもって受託者の解任を認めるという趣旨であるとする、解任事由としてはあまりに広すぎ、公益信託事務の継続的、安定的な運営の要請の観点から相当ではないとも考えられる。また、従前の部会の調査審議の過程においては、受託者の解任事由に一定の制限を求めることに伴い、受託者の損害の賠償に関する同条第2項の規律に相当する規律を設けないこととされてきたものと考えられるが、「正当な理由があるとき」を解任事由とした場合には、同項の規律に相当する規律を設けることの当否についても、新たに検討する必要があるものとも思われる。

以上を踏まえ、「その任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき」と「正当な理由があるとき」とのいずれの事由（あるいは、このいずれでもない他の事由）が解任事由としてより適切であると考えるか。

3 行政庁の関与について

本部会資料第13の1の補足説明3と同様の趣旨に基づくものである。

3 公益信託の新受託者の選任

- (1) 信託行為に新受託者に関する定めがある場合は、当該定めに従い、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。
- (2) 受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者及び信託管理人は、その合意により、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。
- (3) 上記(2)の場合において、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。
- (4) 新受託者となるべき者として選任された者は、行政庁による選任の認可を受けることにより、新受託者となることができるものとする。

○ 中間試案第13の3「公益信託の新受託者の選任」

- (1) 委託者及び信託管理人は、信託行為に新受託者に関する定めがある場合は、当該定めに従い、信託行為に新受託者に関する定めがない場合は、信託法第62条第1項の方法により新受託者を選任することができるものとした上で、新受託者になろうとする者は、行政庁による新選任の認可を受けるものとする。
 - (2) 信託法第62条第1項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができるものとした上で、新受託者になろうとする者は、行政庁による新選任の認可を受けるものとする（注）。
- (注) 行政庁による認可を必要とせず、裁判所が新受託者を選任する前に、行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

(補足説明)

- 1 本文は、中間試案第13の3(1)の提案により示されていた規律をより分かりやすくするため、表現振りを改めるとともに、新受託者の選任の効力は、行政庁による

選任の認可を受けて初めて生ずるものと考えられることから、その旨を新たに追加して提案するものである。

なお、中間試案第13の3の提案は、公益信託にも信託法第62条第2項及び第3項と同様の規律を及ぼすことを前提とするものであり、この点には変更はない。

2 中間試案第13の3(2)の提案では、(注)として裁判所が新受託者を選任する前に、行政庁に意見を聴くものとする考え方を示しており、パブリックコメントでは、この考え方に賛成するものと反対するものと双方の意見があった。

この考え方を採用した場合には、裁判所が最終的に新受託者の下での公益信託の成立の認可基準充足性も含めて判断することとなるが、公益信託の成立の認可基準充足性を裁判所の判断事項とすることは相当ではない。そこで、(注)の考え方は、取り上げないこととした。

第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

1 公益信託の信託管理人の辞任

(1) (他の信託管理人が現に存しない場合)

他の信託管理人が現に存しない場合には、信託管理人は、委託者の同意を得て辞任することができるものとする。

(他の信託管理人が現に存する場合)

他の信託管理人が現に存する場合には、信託管理人は、委託者及び他の信託管理人の同意を得て辞任することができるものとする。

(2) 上記(1)においては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(3) 信託管理人は、[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

(4) [委託者(他の信託管理人が現に存する場合には、委託者又は他の信託管理人)]【P】は、行政庁に信託管理人が辞任した旨を届け出るものとする。

2 公益信託の信託管理人の解任

(1) (他の信託管理人が現に存しない場合)

他の信託管理人が現に存しない場合には、委託者は、[信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は、信託管理人を解任することができるものとする。

(他の信託管理人が現に存する場合)

他の信託管理人が現に存する場合には、委託者及び他の信託管理人は、[信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は、その合意により信託管理人を解任することができるものとする。

(2) 上記(1)においては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(3) 信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は他の信託管理人の申立てにより、信託管理人を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において信託管理人の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

(4) [委託者(他の信託管理人が現に存する場合には、委託者又は他の信託管理人)]【P】は、行政庁に信託管理人が解任された旨を届け出るものとする。

3 公益信託の新信託管理人の選任

(1) 信託行為に新信託管理人に関する定めがある場合は、当該定めに従い、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

(2) (他の信託管理人が現に存しない場合)

信託管理人の任務が終了した場合において、信託行為に新信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新信託管理人となるべき者として指定された者が就任を承諾せず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者は、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

(他の信託管理人が現に存する場合)

信託管理人の任務が終了した場合において、信託行為に新信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新信託管理人となるべき者として指定された者が就任を承諾せず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者及び他の信託管理人は、その合意により新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

(3) 上記(2)の場合において、委託者の状況(他の信託管理人が現に存する場合は、委託者及び他の信託管理人の協議の状況)その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

- (4) 新信託管理人となるべき者として選任された者は、行政庁による選任の認可を受けることにより、新信託管理人となることができるものとする。

○ 中間試案第14「公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任」
公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任の規律は，公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任と同様の規律とするものとする。

(補足説明)

- 1 中間試案第14では、「公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任の規律は，公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任と同様の規律とするものとする」との提案をしていたが，その具体的な規律の在り方については，必ずしも明らかではなかった。そこで，本文では，公益信託の信託管理人の辞任等に関する具体的な規律の内容について明示することとした。

なお，複数の信託管理人が選任されている場合には，信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任には，当該他の信託管理人の同意等が必要であると考えられることから，本文では，規律の理解をより容易なものとするため，便宜上，場合分けをして示すこととしている。

- 2 信託管理人の辞任，解任についての委託者の関与及び解任申立権について

本部会資料第13の1から3までの本文の提案を踏まえ，第14の1から3までの本文でも，これと同様に，信託行為の別段の定めを許容するとの提案をしている。

ここでの信託行為の別段の定めとは，例えば，他の信託管理人が現に存する場合に，信託管理人の辞任について委託者の同意を要しない，信託管理人の解任について委託者を合意の当事者とししない，委託者が信託管理人の解任の申立権を有しない等の定めを設けることが考えられる。もっとも，信託管理人の辞任について当該他の信託管理人の同意を要しない，信託管理人の解任について当該他の信託管理人を合意の当事者とししない，当該他の信託管理人が信託管理人の解任の申立権を有しない等の定めを設けることができないことは，受託者の辞任等において述べたところと同様である。

- 3 受託者の関与について

本部会資料の第14の1から3までについて，受託者に信託管理人の辞任の同意権，解任の合意権・申立権，新信託管理人の選任権を付与しないこととした。これは，受託者は信託管理人により監督される立場であることからすれば，受託者が信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任に一定の権限を付与することは相当でないと考えられることによるものである。

- 4 公益信託の信託管理人の辞任事由及び解任事由について
本部会資料第13の1及び2の補足説明に記載の点を踏まえ、どのように考えるか。
- 5 行政庁の関与について
第13の1の補足説明の3と同様の趣旨に基づくものである。

第15 公益信託の変更、併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更、併合及び分割の認可の申請は、いずれも受託者が行うことを前提としている。

1 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更

- (1) 現行公益信託法第5条及び第6条を廃止又は改正し、
- ア 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。
- イ 裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の変更を命ずることができるものとする。
- ウ 受託者は、上記イの変更命令の後、行政庁による変更の認可を受けるものとする。
- (2) 上記(1)アの例外として、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めを軽微な変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託者及び信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者及び信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。
- (3) 信託行為に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

○ 中間試案 第15の1「公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更」

(1)ア 略

イ 裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったとき

は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の変更を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において変更命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ 受託者は、上記イの変更命令の後、行政庁による変更の認可を受けるものとする（注）。

（注）行政庁による変更の認可を必要とせず、裁判所が信託の変更を命ずる前に、変更後の信託が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かについて、行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

(2) 略

（補足説明）

中間試案第15の1(1)ウでは、(注)として、行政庁による変更の認可を必要とせず、裁判所が信託の変更を命ずる前に、変更後の信託が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かについて、行政庁に意見を聴くものとする考え方を示していた。しかし、この仕組みを採用すると、最終的に裁判所が変更後の信託行為の定めの内容が公益信託の成立の認可基準を充足しているか否かも含めて判断することとなるが、公益信託の成立の認可基準充足性は裁判所の判断事項ではなく、パブリックコメントでは、この考え方に反対する意見が多数であったことも踏まえ、(注)の考え方は、取り上げないこととした。

また、部会資料42第2の1の提案では、信託法第149条第4項と同様の規律を及ぼすことを検討することとしていたが、別段の定めとしては、中間試案の第15の1(1)イに掲げていた委託者に変更命令の申立権を付与しない旨の定めだけでなく、委託者を変更の合意の当事者とししない旨の定めも許容されるべきであると考えられることから、新たな公益信託にも同項と同様の規律を及ぼすこととし、本部会資料第15の1(3)の本文に「信託行為に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。」との提案を追加し、その旨を明示することとした。

なお、部会資料46の第5の3（公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任）では、信託行為の定めによって信託管理人の権限を制限することができないとの提案をしている。そして、この提案を採用することとした場合には、ここでは、例えば、信託行為において、信託管理人を公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の合意の当事者とししないとの定めを設けることはできないこととなる。

2 公益信託の目的の変更

- (1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の目的は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによって、[他の公益目的／類似の目的]に変更することができるものとする。
- (2) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的を達成したとき又はその目的を達成することができなくなったときは、
 - ア 委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、公益信託の目的を [他の公益目的／類似の目的] に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続することができるものとする。
 - イ 委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続することができるものとする。
- (3) 信託行為に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

○ 中間試案第15の2「公益信託の目的の変更」

- (1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。
- (2) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的を達成したとき又はその目的を達成することができなくなったときは、
 - ア 委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、公益信託の目的を他の公益目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。
 - イ 委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

(補足説明)

中間試案第15の2(1)及び(2)アの本文では、委託者、受託者及び信託管理人の合意があることを前提として、公益信託の目的を他の公益目的へ変更することができることを提案していた。もっとも、公益信託の目的について、当初の公益目的と全く異なる他の公益目的へ変更することまで許容することとした場合には、特定の公益目的の達成のために設定された信託であることを前提として当該信託に寄附をし

た者の期待に反し、公益信託制度の信頼性が害されるおそれがある。

そこで、公益信託制度の信頼性をより一層確保する観点から、例えば、公益信託の目的の変更が可能な範囲を「類似の目的」とすることも考えられるため、本文では、公益信託の目的の変更が可能な範囲について、従来の提案に加え、新たに「類似の目的」と限定することも提案しているが、これらの考え方について、どのように考えるか。

また、公益信託の目的の変更が可能な範囲を「他の公益目的」とした場合、寄附者の期待を害しないようにするため、他の公益目的への変更の可能性をあらかじめ排除したいとのニーズも考えられることから、公益信託の目的の変更が可能な範囲を「類似の目的」に限定する旨の信託行為の定めは許容されるべきであると考えられる。そこで、本文では、信託行為に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとするを追加して提案しているが、公益信託の目的の変更が可能な範囲を「類似の目的」とした場合に、それを公益信託の目的の変更が可能な範囲の上限とし、信託行為の定めにより「他の公益目的」に拡大することを許容しないかどうかも含め、更に検討する必要がある。

3 公益信託の併合・分割

現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする。

ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

新たな公益信託の併合・分割については、信託法第6章第2節及び第3節に規定する手続と同様の手続によるものとする。

○ 中間試案第15の3「公益信託の併合・分割」

現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする（注）。

（注）裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の併合・分割を命ずることができる旨の規律を設けるものとする考え方がある。

(補足説明)

中間試案第15の3の(注)では、裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の併合・分割を命ずることができるとの規律を設けるものとする考え方を取り上げていた。

この考え方には、信託関係人の合意が整わない場合であっても、裁判所という第三者のチェックを経て、信託の併合・分割が可能となるという利点がある。しかし、当事者の意思にかかわらず、裁判所が信託の併合・分割を命ずることができるものとするのは、私的自治への介入の程度があまりにも大きいのではないかとの疑問がある。また、パブリックコメントにおいても、「裁判所による併合・分割命令は、私的自治への過度な介入となる」等として、この考え方に賛成する旨の意見はなかった。

そこで、中間試案第15の3の(注)の考え方は取り上げないこととした。

また、中間試案第15の3の提案は、新たな公益信託の併合・分割についても、信託法第151条第3項、第155条第3項及び第159条第3項と同様の規律を及ぼすことを前提とするものであった。そこで、本部会資料第15の3の提案に、「ただし、信託行為に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする」との提案を追加し、その旨を明示することとした。

なお、部会資料46の第5の3(公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任)では、信託行為の定めによって信託管理人の権限を制限することができないとの提案をしている。そして、この提案を採用することとした場合には、ここでは、例えば、信託行為において、委託者を併合・分割の合意の当事者としめない旨の定め等を設けることはできるが、信託管理人を併合・分割の合意の当事者としめないとの定めを設けることはできないこととなる。

さらに、新たな公益信託の併合・分割についても債権者異議手続等を定めることが相当であると考えられることから、本文では、同法第6章第2節及び第3節に規定する手続と同様の手続によるものとするを追加して提案している。

第18 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等

4 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

【甲案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

【乙案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることができるものとする。

(補足説明)

中間試案第18の4の提案に対して、パブリックコメントでは、主に公益信託の利用促進の観点から、乙案に賛成する意見が多数であった。

受益者の定めのある信託の委託者、受託者及び受益者が公益信託をすることについて合意しているのであれば、それを妨げる理由はなく、受益者の定めのある信託から公益信託への変更には税制上の問題が生ずる可能性も低い。また、受益者の定めのある信託を公益信託に変更する場合に、いったん先行する受益者の定めのある信託を終了させ、改めて公益信託として設定することを強いる必要はないものと考えられる。

もっとも、信託法第258条第3項においては、受益者の定めのある信託について受益者の定めを廃止することはできないこととされているが、これは、受益者の定めのある信託と受益者の定めのない信託とでは、基本的な点が大きく異なっているため、これらの信託の変更を認めることは相当でないとの理由によるものとされている。そのため、本部会資料第18の4の乙案を採用する場合には、同項との整合性が問題となる。また、乙案に対しては、仮に第19の1の提案において甲案（信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできないものとする）を採用した場合に、自己信託の方法により受益者の定めのある信託を設定し、その後受益者の定めを廃止することによって、実質的には自己信託の方法により公益信託をすることが可能となってしまうとの批判が考えられる。その他、乙案を採用する場合には、先行する受益者の定めのある信託の受益者全員からの同意を得ること、債権者異議手続等の具体的な手続の在り方について、更に検討する必要がある。これらを踏まえ、どのように考えるか。

第19 その他

1 信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託

【甲案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできないものとする。

【乙案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできるものとする。

(補足説明)

中間試案第19の1の提案に対して、パブリックコメントでは、「信託財産を税法上の寄附金として取り扱うことからすれば、委託者が受託者として引き続き信託財産を管理することは不合理」、「委託者の影響力を極力排除することが、公益信託の原則と考えるべきであり、ニーズがあるか極めて疑問」等として、甲案に賛成する意見があった。他方、「委託者自身が公益信託を適切に実行できる能力を有しているのに、あえ

て受託者を選任することを求めるべきではない」、「英国の公益信託は信託宣言方式が多く見られ、これを排除する理由はない。ただし、この場合委託者の不当な財産等の管理を回避するために、複数の受託者を設けるなど機関設計上の工夫が必要である」、「多様な選択肢があることが望ましい」等として、乙案に賛成する意見があった。

多様な選択肢を準備することは、公益信託のより一層の普及を図るために重要であると考えられるが、公正証書による設定、詐害信託の取消し等の手当てがされていることを前提としても、やはり、不正な公益信託が設定されるおそれが完全には否定できない。また、法人税法第12条第2項が、「信託を変更する権限を現に有し」ている者を受託者とみなして、法人税法の規定を適用するとしていることからすると、委託者が受託者として信託の変更の権限を有していることは、新たな公益信託が税制優遇を受けることを目指す観点からは慎重な検討を要するものと考えられる。

これらの観点を踏まえ、信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託を許容するか否かについて、どのように考えるか。

2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

- (1) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託は、新公益信託法の適用を受ける公益信託への移行について、行政庁による移行の認可を受けることを必要とするものとする（注）。

（注）一定の要件を満たしている既存の公益信託については、届出等の簡易な移行手続を許容するとの考え方がある。

- (2) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託について、移行の認可を受ける前は、現行公益信託法が適用されるものとし、移行の認可を受けた後は、新公益信託法が適用されるものとする。
- (3) 移行の認可は、新公益信託法の施行日から一定の期間内に受けを必要とし、移行の認可を受けなかった信託は、上記の期間経過後に終了するものとする。

以上